



基安安発 0827 第 2 号
令和元年 8 月 27 日

一般社団法人全国建設業協会 会長 殿

厚生労働省労働基準局
安全衛生部安全課長

墜落制止用器具に係る質疑応答集の改訂について

墜落制止用器具については、労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令（平成 30 年政令第 184 号）が平成 30 年 6 月 8 日に、労働安全衛生規則等の一部を改正する省令（平成 30 年厚生労働省令第 75 号）及び安全衛生特別教育規程等の一部を改正する告示（平成 30 年厚生労働省告示第 249 号）が平成 30 年 6 月 19 日に、墜落制止用器具の規格（平成 31 年厚生労働省告示第 11 号）が平成 31 年 1 月 25 日に公布又は告示され、平成 31 年 2 月 1 日に施行されました。さらに、改正法令の具体的な運用について、平成 30 年 6 月 22 日付け基発 0622 第 2 号により、ガイドラインが策定されたところです。

これら法令の内容等について、質疑が多数寄せられていることから、平成 30 年 11 月 20 日付け基安安発 1120 第 2 号により質疑応答集を送付いたしました。が、今般別添のとおり改訂したので、ご参考までに送付いたします。

おって、別添と同様の内容の質疑応答集を、厚生労働省のウェブページにも掲載予定ですので、申し添えます。